

## 官庁営繕事業

平成28年度				事後評価	
事業名(箇所名)	東雲合同庁舎	担当課	営繕部調整課	事業主体	国土交通省 関東地方整備局
		担当課長名	笠井 文夫		
実施箇所	東京都江東区東雲				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地: 約 5,770 m<sup>2</sup></li> <li>・構造: 鉄骨造(コンクリート充填鋼管構造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上13階塔屋1階建</li> <li>・規模: 約 20,868 m<sup>2</sup></li> </ul>				
事業期間	事業採択	平成 20 年度	完了	平成 25 年度	
総事業費(億円)	約 95(施設整備分 企画設計費は含まない)				
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt; 東京23区内に所在している国の行政機関の移転・再配置を行い国有財産の有効活用を図るとともに、入居官署が使用していた庁舎の老朽等の問題を解消し、利用者の安全・安心と利便性を確保するため、早急に施設の整備を行う必要がある。</p> <p>&lt;政策体系上の位置付け&gt; ・政策目標: 官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標: 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する</p>				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。</li> <li>・環境保全性、ユニバーサルデザイン、防災性及び耐用・安全性について、特に充実した取組がなされており、地域性、景観性及び木材利用促進についても充実した取組がなされていることから、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。</li> </ul> <p>以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。</p>				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	当該事業は、事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分発現していると判断できるため、再度の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	当該事業は、事業目的を果たし、かつ、事業の効果も十分発現していると判断できるため、特段の改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt; 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」と了承された。</p>				

施設名： 東雲合同庁舎

事業場所： 東京都江東区東雲

概要図  
(位置図)

